

資料2-1

子ども・子育て会議



子ども・子育て会議とは

1. 設置根拠

◎子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布）

【抜粋】第77条市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）2前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえないといけない。



「小諸市子ども・子育て会議条例」を制定

（平成26年9月25日施行）

「小諸市子ども・子育て会議」を設置

趣旨・目的・役割

＜趣旨・目的＞

- 子ども・子育て支援の事業・給付を、子ども・子育て当事者やニーズに合ったものとするため、子どもの保護者や事業主代表、労働者の代表、子ども・子育て支援事業に関わる者等の意見を反映させるために設置
(＊国は必置、地方自治体は努力義務)

＜役割＞ 以下の事項について意見を述べること

- ①教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村の事業計画を策定、変更する際はこの会議の意見を聴かなければならない。
- ②子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項、及び当該施策の実施状況について調査審議すること。
- ③事業計画の策定に意見を述べるだけでなく、支援施策の実施状況等について継続的に点検、評価、見直しを行っていく役割を担っている。

具体的な審議内容について

子ども・子育て支援事業計画の骨子について審議

「子ども・子育て支援事業計画内の「必須記載事項」について検討

1. 「区域」の設定
⇒小諸市では「幼児教育・保育」「地域13事業」の区域設定を
1区域(全市)として設定(第1期、第2期とも)
2. 幼児期の学校教育・及び保育の「量の見込み」、「確保内容」、「実施時期」
3. 地域子ども・子育て支援13事業における「量の見込み」、「確保内容」、「実施時期」

「量の見込み」とは？

教育・保育及び地域13事業が、計画期間5年間にどれくらいの需要があるのか算出すること。

内閣府による「量の見込み」の算出等のための手引きでは・・・
各市町村で行ったニーズ調査結果を踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。



○「教育・保育」の量の見込みを算出するためには必要な条件がある。

1. 5年計画を立てるにあたり、今後推定される児童人口数
2. 保育の下限時間(保育の必要性の認定の対象となる就労時間の下限)
3. 「区域」の数(複数の区域を設定した場合は、全地域の足し上げ)

※現行計画書32～51ページ参照

「確保内容」とは？

「量の見込み」(需要)に対して、幼稚園・保育園などの施設や定員数を算出すること。⇒供給量の確保策



現状の教育・保育の施設数や定員数などをもとに算出。

○この計画期間5か年の間に、量の見込みに対して確保内容が不足している場合は整備し(○年度に○人分など「実施時期」を明記)、最終的には目標達成度100%となるよう、計画を立てて整備していく。

※現行計画書32～51ページ参照